

魚津市市民自治推進会議（第3回）会議録【委員共有用】

日 時 令和6年12月5日（木）午後7時00分～8時12分
 場 所 魚津市役所2階第1会議室
 出席者 委員：山根拓、野村博、横田雄治、宮坂康典、宮坂由紀、野島裕子、木下理佳、高倉満広
 （8名・敬称略）
 （欠席）大島恵、飛世裕香
 事務局：総務部長 広田雅樹、地域協働課長 戸田千春、
 協働推進係長 石川竜也、協働推進係主査 折川直子

1 開会

2 経過報告

3 協議事項

(1) 魚津市自治基本条例の一部改正（案）について	
事務局	資料2に沿って説明
意見等	なし
概要	・第2回会議で確認後に市内部からの意見で文言修正したものを再確認いただいた。 ・会議としては異論なしとして進めることとされた。
(2) （仮称）魚津市地域振興会組織条例の新規制定（案）について	
事務局	資料3に沿って説明
意見等	
（委員）	第6条に（1）から（10）まで事業が書かれていて市が関わりますよという意味付けだと思うが、この中に例えば市が委嘱して権限を与えてやっている項目はあるか。我々（地域振興会）が独自で誰かに任命してやろうとしたときに、上位団体から新たに委嘱されるとどちらの権限で動けばよいかわからなくなる。権限の上位、下位がわからない。 県、国、他の団体などが委嘱して権限を与えてられてやっていることがいろいろあり、自主的に何かをしようとしたときに、その委嘱している上位団体の縛りがあり抑えつけられる場合がある。一緒に歩むように努めると書いてあるが、地域振興会の中でも生涯学習・スポーツ課であったり地域協働課であったり所管が曖昧で混乱している。 例えば市の防犯協会から各地区の防犯組合が委嘱を受けている。また他にも上位団体に社会福祉協議会、地区に民生委員、福祉委員、民生児童委員とあり、1個の事業をやるのにみんなが関わるから、どこかから縛りがかかる可能性があるとなると非常に動きが鈍くなる。行政の支援が決まったら明確に謳ってほしい。我々としては一番の悩みどころであり支援してほしいというお願いである。
事務局	13地区でその構図はほぼ同じだと思う。すみませんが、今何か明確なお答えをできかねる。

(会長)	貴重なご意見だと思う。なかなかこの条文に盛り込むことは難しいと思うが、どのように地域振興会と地区活動団体の上位組織が関わっているか現状を把握した上で、条例とは別に整理したうえで指針を示す必要があるだろうと思う。今ここで整理することはできないが事務局で検討いただければと思う。
(委員)	令和9年4月に指定管理者という形になっていく中で、整理しておかなければならないところはある。公民館からコミュニティセンターに変わっただけでも関わりが変化してきている。この2年余りでどれだけ整理ができるのか、我々（地域振興会）が取り組んでいかなければならない部分に、市がどの程度の支援を考えておられるかというのは大事。 今までは何とかやってきているが、指定管理者になった時に、それができるかというところは非常に心配になっている。
事務局	指定管理者制度をこれからしっかり地域の皆さまと協議しながら導入に向けて話合っていきたい。自治振興会連合会で、指定管理制度の導入に向けたスケジュールや予算面の協議等を含めて詳細にしっかり話しをしていく。
(委員)	これに取り組むに当たって1つ1つに対する責任の所在や関わり方がわかるように、作ったら終わりというのではなく今後も市からフォローしてほしいというお願いである。
(会長)	これも条文の変更ということではなく、その都度意見交換していくことが大事。
(委員)	言葉の使い方について、第3条の地域振興会は主体的に行動するものとある。第5条や第10条では地域振興会の運営とか活動という言葉が出てくるので第3条も「行動」か「運営」か「活動」か疑問に思った。きっとこれがいいと思って使われているのでいいと思うが。
事務局	そこまで明確な意図をもって使っていない。行動、活動とかその辺の言葉尻をもう一度整理して改めて確認させていただきたい。
(委員)	実績報告が毎年3月末日となっているが、今もそうか。無理ではないか。
事務局	まちづくり交付金も含めて事業活動の実績報告である。前回素案までは4月末と示していたものを交付金の絡みもあり条例の中では3月末にしたが、もう一度検討したい。
事務局	年度末の出納整理期間が3月末以降から5月までということで、実際のところ実績報告は5月末までには出していただいているという状況である。
事務局	今ほどご指摘いただいた点の見直しについては、文言が変わる、時期が変わるということがあれば皆様に情報共有させていただくが、最終的な修正は会長にご相談した上で、訂正作業は事務局でやらせていただくということでご了解いただきたい。
(会長)	この条文そのものに手を加えるということはないというふうに考えて、会議としてこれを承認したということで進めさせていただきたいと思う。細かい点については、さらに今後検討を進め、協議事項があればその都度迅速にお伝えしていくという対応をしていく。 今後は市の内部の手続きを進めていただければと思う。

(3) 魚津市自治基本条例逐条解説書の修正（案）について

事務局	資料4に沿って説明
意見等	
(会長)	6ページの市民と市の役割のイメージ図は、もう少し大きくならないか。

事務局	去年、市長のタウンミーティングで自治基本条例について市長が説明した際の資料で、市民と議会と市の役割の図を新しくしたものがあるので、内容は変わらないが分かりやすく文字が大きいものに差替えるかもしれない。
(会長)	大枠で問題がないようなら、これを承認するということで進めていただきたいと思う。

(4) 今後のスケジュール

事務局	資料5に沿って説明
意見等	なし
(委員)	条例施行後、まちづくりフォーラムやショッピングセンターで掲示しながら市民の皆さんに幅広く周知を図っていくという説明であったが、職員や地域振興会事務局もこの市民の中に含むのか。 我々は管理していく立場であり先ほど説明した内容を非常に意識するので説明会を開いてほしい。
事務局	来年度上半期には必ずやっていきたいと思う。条例に付随するものとして、条例の施行規則というものを、これから細部を組み立てていくこととなる。より具体的な手続きを定めていくのでそれも併せて地域振興事務員の皆さま、地域の皆様には説明する機会を設けたい。
(委員)	パブリックコメントを実施した後、まとめたものを見ることができるか。
事務局	議会の報告後、速やかに市のホームページで意見募集のページを掲載し、意見集約が終われば意見に対する市の見解を含めて公表する。

4 その他 なし

5 閉会

(終了 20:12)